

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋を取得した日として政令で定める日を、当該家屋を被相続人が取得をした日等とすること。（附則第二十七条の二関係）

二 事業税

欠損金の繰越控除制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

（第二十条の三関係）

三 固定資産税及び都市計画税

1 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる貯蔵槽倉庫の規模の要件を六千立方メートル

トル以上（現行五千立方メートル以上）とし、対象となる附属機械設備に搬出貨物表示装置等を追加すること。（附則第十一条関係）

2 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備の取得価額の要件を一億五千万円以上（現行二千万円以上）とすること。（附則第十一条関係）

3 港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

4 耐震改修が行われた住宅、高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅並びに外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を五十万円超（現行三十万円以上）とすること。（附則第十二条関係）

四 事業所税

1 事業所税の課税団体のうち人口三十万以上の市で政令で指定するものについて、その人口要件のうち住民基本台帳に記録されている者の数に係る基準日について、一月一日現在とすること。（第五十六条の十四関係）

2 一月一日現在の住民基本台帳に記録されている者の数が三十万未満となることにより事業所税の課税団体に該当しなくなる場合について、同年の一月二日以降事業所税の課税団体に該当しなくなるものとする。 （第五十六条の八十四関係）

3 木材の加工業者又は販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものとして総務省令で定めるものとする対象要件を撤廃すること。（第五十六条の五十七関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 第一の一並びに四の1及び2の改正は平成二十六年一月一日から、第一の三の3の改正は港湾法の

一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は平成二十五年四月一日から施行すること。